

平成30年 2 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成30年 3 月 7 日～ 8 日

場 所 第 3 委員会室

平成30年 3月 7日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第55号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第68号 平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第69号 平成29年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
  - ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成29年中の交通事故の概要と取組について
  - ・宮崎県立高等学校教育整備計画(後期実施計画)について
  - ・教員の年齢構成等について
  - ・平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県開催競技会場・競技日程について

出席委員(7人)

|       |      |
|-------|------|
| 委員 長  | 新見昌安 |
| 副委員 長 | 野崎幸士 |
| 委員    | 徳重忠夫 |
| 委員    | 中野廣明 |
| 委員    | 横田照夫 |
| 委員    | 太田清海 |
| 委員    | 関師博規 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 警察本部長                 | 郷治知道  |
| 警務部長                  | 新島健太郎 |
| 警務部参事官兼<br>首席監察官      | 中川正純  |
| 生活安全部長                | 戸高誠一  |
| 刑事部長                  | 鬼塚博美  |
| 交通部長                  | 廣澤康介  |
| 警備部長                  | 谷口浩   |
| 警務部参事官兼<br>会計課長       | 河野俊一  |
| 警務部参事官兼<br>警務課長       | 都原誠一  |
| 生活安全部参事官兼<br>生活安全企画課長 | 橋本利幸  |
| 総務課長                  | 重山勝則  |
| 少年課長                  | 久留米英樹 |
| 生活環境課長                | 宮川博文  |
| 交通規制課長                | 壹岐幸啓  |
| 運転免許課長                | 中嶋信行  |

教育委員会

|                  |        |
|------------------|--------|
| 教育 長             | 四本孝    |
| 教育次長<br>(総括)     | 片寄元道   |
| 教育次長<br>(教育政策担当) | 飯干賢    |
| 教育次長<br>(教育振興担当) | 西田幸一郎  |
| 参事兼総務課長          | 亀澤保彦   |
| 財務福利課長           | 柚木崎誠一朗 |
| 学校政策課長           | 吉田郷志   |
| 学校支援監            | 金子文雄   |
| 特別支援教育室長         | 川越浩司   |
| 教職員課長            | 黒木健一   |
| 生涯学習課長           | 後藤克文   |
| スポーツ振興課長         | 古木克浩   |

|                 |      |
|-----------------|------|
| 国体・高校<br>総体準備室長 | 萩尾英司 |
| 文化財課長           | 谷口武範 |
| 人権同和教育室長        | 米村公俊 |
| 図書館長            | 金子洋士 |
| 美術館副館長          | 四位久光 |
| 総合博物館長          | 長友重俊 |

事務局職員出席者

|         |       |
|---------|-------|
| 議事課主査   | 沼口恭一郎 |
| 議事課主任主事 | 井口幸子  |

○新見委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。よろしく願いいたします。

新見委員長を初め委員の皆様に、日ごろから警察業務に格別な御理解と御協力を賜っております。まことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。

本日、御審議いただきます案件につきまして、議案としまして「平成29年度宮崎県一般会

計補正予算」、報告事項としまして、「損害賠償額を定めたことについて」、さらに、その他報告事項といたしまして、「平成29年中の交通事故の概要と取組について」でございます。

それぞれ担当部長から報告させますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○新見委員長 本部長の概要説明が終了しました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成30年2月定例県議会提出の議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元に文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいておりますので、これと議会資料、平成29年度2月補正歳出予算説明資料という冊子で御説明いたします。

平成29年度2月補正歳出予算説明資料では、441ページからの記載となります。

それでは、お配りしております資料の2枚目にあります資料1、平成29年度2月補正予算についての1、2月補正予算の概要をごらんください。

本件に係る補正予算は、マイナス3億5,596万1,000円の減額補正であります。その内訳は、職員の人件費の執行残等による減額、その他の物件費の入札残等による減額など、減額の総計がマイナス3億6,428万3,000円、また、自動車保管場所証明申請件数の増加に伴い、現地調査に係る委託料の増額が必要になったことに伴う増額がプラス832万2,000円でありまして、その相殺額が3億5,596万1,000円の減額となるものであります。

なお、今回の補正によりまして、補正後の予

算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、279億1,494万8,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、資料1の2、事項別補正予算額と主な補正事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、445ページからになります。

まず、資料1の項目2の一覧表最上段左側に記載しております、会計、科目、事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬、補正額マイナス46万8,000円でございますが、この減額は、公安委員会の日額報酬部分において、実績日数が見込みより少なかったことによる不用額であります。

次の(事項)委員会運営費、補正額マイナス46万円でございますが、これは、公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その内容は旅費等の執行残であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費、補正額マイナス692万3,000円でございますが、これは、職員の人件費に係る補正であり、その主なものは、育児休業者、年度途中退職者及び退職者に係る給料等の不用額であります。

次に、(事項)運営費、補正額マイナス1億800万5,000円でございますが、これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正であり、その主なものは、退職手当マイナス2,796万7,000円、駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費マイナス2,262万4,000円、警察業務電算化推進事業マイナス2,007万8,000円です。

退職手当の減額は、当初予算では、定年退職者80名、希望退職者等26名の合計106名を見込ん

でございましたが、実際には、定年退職者は変わらず80名、希望退職者等14名の合計94名の見込みとなったことから、不用額が生じたものであります。

駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費とは、主に、駐在所に勤務する警察官の配偶者が、警察官の不在時に駐在所に来所した住民等の応接を行うことに対する謝金であります。

しかしながら、家族の事情等により配偶者が同居できない場合もあるため、不用額が生じたものであります。

警察業務電算化推進事業の減額は、警察内で構築しています警察ネットワークで使用しているLAN端末等のリース契約に係る入札残等です。

次に、(目)装備費(事項)装備費、補正額マイナス3,035万8,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資機材に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、警察活動用車両維持費マイナス2,103万6,000円です。

警察活動用車両維持費とは、警察車両の維持に要します燃料費や修繕費等ですが、燃料の使用実績の減に伴い、燃料費に不用額が見込まれますことから減額するものであります。

次に、(目)警察施設費(事項)警察施設費、補正額マイナス675万円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、警察職員宿舍解体整理事業マイナス526万4,000円です。

警察職員宿舍解体整理事業とは、経年劣化により老朽化が著しく、新たな入居者の見込めない職員宿舍は、放置すれば倒壊もしくは屋根材、

外壁材の飛散など危険性が高まる上、維持管理に多大な費用が見込まれることから、建物の解体を行っている事業であります。この解体工事費につきまして入札残が生じたものであります。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費、補正額マイナス4,276万1,000円でございますが、これは、警察署庁舎建設に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、えびの警察署庁舎建設整備事業でございます。

えびの警察署庁舎建設整備事業につきましては、平成29年度は外構工事費等を予算化しておりましたが、入札の結果、入札残が生じたものであります。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費、補正額マイナス6,223万2,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、道路交通法に伴う講習体制整備事業費マイナス4,159万円であります。

道路交通法に伴う講習体制整備事業とは、高齢者講習委託事業と違反者・処分者講習委託事業に係る経費であります。

このうち、高齢者講習委託事業につきましては、受講者見込み数が、当初見込んでいた人数よりも少なくなる見込みであることなどから減額するものであります。

次に、(項) 警察活動費(目) 警察活動費(事項) 一般活動費、補正額マイナス6,856万4,000円でございますが、これは、生活安全、刑事、交通等、警察活動全般に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、警察電話専用料等警察電話通信費マイナス998万9,000円、自動車保管場所証明事務に要する経費プ

ラス832万2,000円、ワンストップサービスシステムの構築費マイナス1,349万4,000円、その他警察活動費等マイナス1,678万円であります。

警察電話専用料等警察電話通信費の減額は、警察本部や警察署で使用する電話回線使用料などに不用額が見込まれますことから減額するものであります。

自動車保管場所証明事務に要する経費の増額は、自動車保管場所証明申請件数の増加に伴い、現地調査に係る委託費の不足が見込まれますことから増額するものであります。

OSS(ワンストップサービス)システム構築事業とは、自動車保有の際に必要な警察における自動車保管場所証明、運輸支局におけるナンバー登録及び県税事務所における自動車税の納付等の各種手続について、自宅のパソコンからインターネットを経由して一括で申請できるシステムを構築するものであります。

このうち、システムの構築に係る委託契約等について、入札残が生じたことから減額するものであります。

その他警察活動費等の減額は、各事業に属さない警察活動全般に必要な経費を計上しているものでありまして、警察活動に必要な旅費の不用見込み額や各種委託料の執行残等であります。

次に、交通安全施設維持費、補正額マイナス1,410万3,000円でございますが、これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その内容は、信号機に係る電気料の不用額等であります。

最後に、(事項) 交通安全施設整備事業費、補正額マイナス1,533万7,000円でございますが、これは、交通安全施設整備事業に要する経費の減額補正でありまして、主なものは、交通管制及び信号機改良等整備費マイナス1,045万8,000

円であります。交通管制及び信号機改良等整備費は、国庫補助対象の事業費であります。

この補助事業の内容としましては、信号機を高度化し、車がスムーズに流れるような仕組みを構築するための機器費及び工事費等に対する補助金であります。警察庁が財務省に対して要求した補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、宮崎県に対する補助金につきましても交付決定額が減額されたことにより補正するものであります。

説明は以上でございます。

**○新見委員長** 議案に関する執行部の説明が終了しました。

ここで質疑のある方は出してください。

**○中野委員** 予算ですから、決算すると、いろいろこうなると思うんですけど、例えば補正後の予算額、去年はどれぐらいだったんですかね。

**○河野会計課長** 少々お待ちください。

**○中野委員** もう一つ、燃料費の減額があったじゃないですか。あれなんか考えると、パトカーがそれだけ動かんかったのかなと、逆に思うんです。これどういうふうに捉えればいいんですか。

**○新島警務部長** 燃料費につきましては、この金額は、原油、液化天然ガス、石炭、燃料価格に応じて変動するもので、最終的に見込み額が少なくなったということで、パトカーそのものが活動を停滞させたとかではございません。

**○太田委員** 自動車保管場所証明事務、これはプラスであるわけですが、委託費ということですけれど、自動車保管場所の証明事務がふえたことは、それだけ例えば車が売れているとか、何かそういう社会の事象があったのか、何か制度が変わって証明事務がふえたとかいう。これ

は何か理由があったんでしたかね。

**○新島警務部長** 当該経費につきましては、保管場所の現地調査及びデータ入力業務に要する委託料、警察窓口に従事する臨時職員の経費などが予算計上されているものでございますけれども、増額となった理由につきましては、今委員御指摘のとおり、自動車の販売台数が、これ景気の動向によって左右されやすいとされておりまして、その自動車購入そのものがふえているということから、自動車保管場所証明の申請が増加しているものでございます。

なお、平成29年度当初は、委託業務の件数を自動車保管場所現地調査は5万8,500件と見込んでおりましたが、実際には6,216件増加の6万4,716件を委託する見込みでございます。

また、自動車保管場所のデータ入力につきましても8万件と見込んでおりましたが、実際には、それよりも4,873件増加の8万4,873件を委託する見込みでございます。

**○河野会計課長** 先ほどの平成28年度の補正額でございますが、平成28年度の2月補正額は9億255万7,000円。これによりまして、補正後の予算額が263億8,435万1,000円となっております。

**○太田委員** ごめんなさい、数字上のことを教えてほしいんですが、この提出議案のほうの7ページに警察費というのがありますよね。警察管理費、警察活動費のこの補正額の数字が、こちらの資料と比べたら、警察費のほうが一貫してないと思ったものですから、あれっと思ったんですが。警察活動費のほうは減額の額が一貫していますね。これはどうしてかなと。7ページの警察費の警察管理費の補正額がこちらのほうの数字と違うなということなんですけれど。

**○新島警務部長** 恩給及び退職年金の分は差し

引いておりますので、それでその分の差額が生じるものでございます。

○中野委員 この減額の国庫補助金、これどうやって処理するんですかね。全額返還。一般的でいいんですよ、みんなついている部分があるから。

○新島警務部長 国庫補助対象のものにつきましては、基本、半分が国、半分が県ということでありまして、本件事業につきましては、国庫補助を受けて特定の目的を達するというふうを実施している事業でありますことから、県費に差額があったとしても、ほかの事業で使用することができないため返すことになっております。その点について御理解いただければと思います。

○中野委員 要は返すということですね。返さなかったら預けになる。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 マイナス補正ということで、それぞれが節約意識を持って活動することはいいことだとは思いますが、でも、例えば道路上の線、停止線とか、横断歩道は管理者は、警察やったですかね。そういうラインが消えているところが相当あって、それに対する要望なんかもたくさんあるんですけど、節約するばかりがいいんじゃないかと、そういうところもしっかりと予算執行とかはすべきじゃないかなという思いもあるんですけど、いかがでしょうか。

○壹岐交通規制課長 基本的には、横断歩道につきましては、県警の所管という形で整備をさせてもらっているところであります。大体、横断歩道が1万5,000本ぐらいございますけれど、本年につきましても約2,500カ所ぐらいの修繕という形で、しっかりした薄いところの修繕を終

わっておるところでございます。

○横田委員 はい、わかりました。でも、消えている横断歩道もたくさんありますので、そこからあたりもしっかりと、もう来年度の予算づけも決まっているか知りませんが、頑張ってもらいたいと思います。

○壹岐交通規制課長 順次実施いたします。

○函師委員 運転免許費の道路交通法に伴う講習体制整備事業費の4,000万以上の減額で。高齢者講習の数が少なかったということなんですが、これ何カ所で何人分ぐらい予定を下回ったんでしょうか。

○中嶋運転免許課長 高齢者講習委託関係ですが、そもそもでいいますと、免許更新予定者、これを予定しまして予算組みをします。当初の見込み数ですけど、3万6,300人が更新されるだろうということで予算どりをしていたんですけども、実際受けられた方が5,200人マイナスという数が見込めることになりましたので、減額させてもらっております。各学校ごとの減少分については、現時点では、まだ把握しておりません。

この減少しました理由といたしましては、昨年の道交法改正であったり、いろんな多発する高齢者の事故を見た関係者が自主返納をされたということで、更新者数が見込みよりも減ったということになっております。

以上でございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成30年2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回御報告の損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故が3件であります。

なお、公務中の交通事故につきましては、全て県警察が加入する自賠責保険及び任意保険において賠償しております。

それでは、お手元の平成30年2月定例県議会提出報告書に基づき御説明いたします。

このうち、県警の損害賠償事案は、報告書3ページの4番目から7番目までであります。

まず、3ページの4番目にあります平成29年6月20日の交通事故は、延岡警察署の警察官が、捜査用の普通乗用自動車です字路交差点を直進走行中、交差点の右側から右折流入してきた相手方車両と接触したものであり、警察側の過失が20%、相手方の過失が80%の事故となります。

この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用2万5,440円を賠償しております。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた14万3,424円につきましては、歳入として受け入れております。

次に、3ページの5番目と6番目にあります平成29年7月14日の交通事故は、同じ事案であり、相手方車両の運転者と所有者が賠償の対象となっております。

この事故は、警察本部刑事部捜査第一課の警察官が、捜査用の普通乗用自動車です字路交差点を右折進行したところ、交差点の右側から直進してきた相手方自転車と接触したものであり、警察側の過失が85%、相手方の過失が15%の事故となります。

この事故で自転車の運転者にけがはありませんでしたが、翌日、念のため病院での診察を受けております。そのため、自転車の運転者に対する初診料等の治療費2万8,295円を賠償してお

ります。

また、自転車の所有者に対して、過失割合に応じた自転車の時価額分の1万6,306円を賠償しております。

なお、相手方から支払いを受けた7,805円については、歳入として受け入れております。

最後に、3ページの7番目にあります平成29年7月26日の交通事故は、都城警察署の警察官が、ミニパトを駐車させようと車道からハンドルを左側に切りながら駐車場に入ったところ、駐車場出入り口に設置されていたアルミ製ポールに接触させた事故であり、警察側の過失が100%の事故となります。

この事故で、相手方管理者にポールの補修費用6万円を賠償しております。

県有車両による交通事故につきましては、以上の3件でありましたが、交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、今後とも引き続き防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償を定めたことについての御報告を終了いたします。

**○新見委員長** 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑があったら出してください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新見委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○廣澤交通部長** それでは、平成29年中の交通事故の概要と取組について御報告をいたします。

お手元の資料をごらんください。

まず、1の交通事故の発生状況でございます。

(1) は、平成20年から昨年までの過去10年間の交通事故の発生状況を棒グラフで示したもので、まず、緑色の折れ線は死者数の推移、赤色の折れ線は、そのうちの高齢死者の推移をあらわしております。

平成21年は73名の方が、そのとうとい命を亡くされておりますけれども、それ以降は40人台から50人台を増加と減少を繰り返しながら推移しておりまして、昨年は前年比マイナス3名の42名となりました。

なお、参考ではございますけれども、この42名という数字、昭和30年以降で最少の数字となっております。また、九州管内では、昨年1年間で491名の方が亡くなられておりますけれども、宮崎県は佐賀県に次いで少ない死者数でございました。

一方、高齢者の死者も平成24年以降は30人台で推移してございましたけれども、昨年は前年比でマイナス10名の20名と、過去10年間で最も少ない数となり、全死者数に占める割合も47.6%と、一昨年より約19ポイントの減少となっております。

次に、青色棒グラフは県内の人身事故の発生件数、下のほうの網かけ模様の棒グラフは、その年の人身事故のうち高齢運転者による事故、つまり65歳以上の方が自動車やバイクを運転中に起きた事故件数となります。

人身事故は、平成22年の1万1,000件以降、年々減少しまして、昨年は平成23年から7年連続の減少、さらには、平成15年以来、14年ぶりに9,000件を下回る8,293件となりました。

しかしながら、高齢運転者による交通事故発生件数は、昨年は2,000件を下回ったものの、平成22年以降は2,000件から2,100件台で推移しておりまして、また、平成25年に高齢運転者によ

る事故の割合が20%を超えて以降、その割合は年々増加しておりまして、昨年、23.9%と過去10年間で最も高い割合となり、まさに高齢運転者対策が喫緊の課題となっております。

次に、(2) は、平成25年から昨年までの過去5年間の飲酒事故の発生状況を棒グラフで示したもので、青色の棒グラフは人身事故発生件数、網かけの薄い青色の棒グラフが負傷者をあらわしております。

昨年は、飲酒事故発生件数は40件と、前年比で減少はしましたけれども、過去5年間で見ますと、ほぼ横ばいで推移しております。

次に、赤色折れ線は死者数の推移をあらわしておりますけれども、こちらもほぼ横ばいですが、昨年は4名と一昨年は1名上回っております。

なお、参考までに、昨年の飲酒運転の検挙者数、これは352人でございます。こちらも過去5年間で見ますと、ほぼ横ばいの推移でございます。

次に、項目2の交通事故の特徴についてでございます。

(1) では、人身事故8,293件の主な特徴について、3点挙げております。

まず、アの原因別でございますけれども、相変わらず脇見や安全不確認などの漫然運転によるものが5,906件、71.2%と最も多い状況でございました。

次に、イの類型別の特徴といたしまして、追突事故が42%と最も多く、次いで出会い頭事故が23.6%、この2つで全事故の7割弱を占めている状況にあります。

また、ウの道路形状別では、交差点及びその付近での発生が3,872件で46.7%と、全事故の約半数近くを占めておる状況です。

以上のように、漫然運転の防止や交差点対策をいかに進めるかが重要な課題と言えます。

次に、(2)では、交通死亡事故の主な特徴を4点挙げております。

まずアでございますけれども、年代別では、死者42名中20名が高齢者の方で最も多くを占めました。一昨年比で10名減少、また、死者構成率でいいますと47.6%と、全国平均より約7ポイント低い状況でございました。

次に、イの第一原因者別では、これも高齢者の方が起こした死亡事故が最も多く、42件中14件で33.3%を占めております。

次に、ウ、原因別でございますが、脇見や安全不確認などの漫然運転によるものが20件、47.6%と最も多い状況でございます。

次に、エの状態別では、四輪車に乗車中の死者が17名で40.5%と最も多く、次いで歩行者、これが16名で38.1%でございました。

なお、車対人の死亡事故15件発生しましたが、このうち6名の方が夜間、路上で寝だまりしているところに事故に遭われておる状況でございます。

全ての特徴を見る限り、緊張感を持った運転、夜間のライトの上向き下向きの小まめな切りかえなど、運転の基本的な事項を徹底させることが大変重要であると考えております。

続きまして、資料の裏面の項目3の取り組みについて御説明をいたします。

まず、(1)の新聞紙面での交通安全特集記事の記載でございますが、昨年5月から宮崎日日新聞社との共同企画によりまして、無償によりまして、毎月見開き2面を使って、交通事故統計の周知、交通マナーアップ向上や交通事故防止等に向けた特集記事を掲載しているもので、これまで、反射材の着用であるとか、飲酒運転

の根絶に関する記事など、県民に身近な交通安全啓発記事を掲載しております。

今後も、交通安全意識高揚に向けた特集記事の掲載に努めてまいりたいと思っております。

次に、(2)の街頭活動の強化でございますが、まず薄暮時対策といたしまして、ライトの小まめな切りかえなどが記載されたハンドプレートが警察官が手に持ちまして、交差点で街頭指導に立って、ドライバーに視覚で訴えております。

また、信号交差点におきましては、黄色信号に変わるときに警察官が警笛を吹鳴いたしまして、運転者に注意喚起をする、イエローホイール作戦をあわせて推進するなど、多くの警察官を街頭に立たせまして、いわゆる見せる警戒を効果的に織りまぜた交通指導取り締まりを実施しております。

なお、反射材を警察官が張りつけている写真が横にございますけれども、これは、着けてる反射材「キャッチ&セーフティ作戦」と名づけました対策でございます。買い物や散歩中の高齢者の方に対しまして、警察官がその方を立ちどまらせて、反射材の効果を説明いたしまして、相手方の了承を得た上で、靴用の反射材をその場で靴に張りつけるという一連の動作を行いまして、反射材着用の啓発を図るものでございます。

次に、(3)の路線バスにおける広報啓発でございますけれども、昨年10月から、宮崎交通の路線バス車内におきまして、道路横断時の注意点をイラストで表示した啓発ステッカー4種類を座席背もたれに貼付するとともに、全376路線中207路線で幼女の声で車内アナウンスを行いまして、道路横断時の高齢者の注意点などと呼びかけているものでございます。

次に、(4)の安全運転サポート車の普及啓発

でございます。

現在、世界的にも自動車の自動運転化に向けた技術の向上が急速に進んでおりますけれども、安全運転サポート車は自動ブレーキやブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置など、安全な運転をサポートする先進技術でございます。

特に、高齢運転者によりますアクセルとブレーキの踏み間違いにより、車を暴走させる事故が全国的に後を絶たない状況でございます、高齢運転者の事故防止には大変効果的であろうと考えております。

そのため、県警では県内の自動車販売会社と協定を締結しまして、警察が行う高齢者の方に対するさまざまな安全教育の場におきまして、安全運転サポート車の体験試乗会、これを連携して開催しております。

安全運転サポート車の普及は、高齢運転者の事故防止に大きく寄与するものでありますので、今後も普及啓発活動に取り組んでまいります。

次に、(5) ドライブレコーダー等を活用した高齢者講習でございます。

昨年3月の改正道交法の施行によりまして、75歳以上のドライバーの認知機能に関する対策の強化が図られたほか、高齢者講習における実車指導の充実が図られているところであります。

内容といたしましては、受講者自身が自動車教習所の教習コースを運転している状況、これをドライブレコーダーやビデオカメラ等の映像機器に記録をいたしまして、その後、個別指導という講習で、その映像をテレビ、パソコンを通じて見ることで、受講者の運転能力や認知機能の低下の自覚を促すものであり、大変意義深いものとなっております。

最後に、(6) の代理人による運転免許証返納制度についてでございます。

全国的に、運転免許の自主返納の機運が高まっている中、本県では昨年8月から、病気などの理由でみずから自主返納手続きが困難な65歳以上の方を対象にいたしまして、返納者本人にかわって、その御家族の方や介護施設の管理者が代理返納できるよう、制度の充実を図ったところでございます。

なお、昨年の高齢者の運転免許返納者は、一昨年より963名増加しております、過去最多の3,870名となっております。

以上が主な取り組みとなりますけれども、県警といたしましては、第10次宮崎県交通安全計画で策定されました、年間死者数39人以下、死傷者数9,000人以下、これの目標達成に向けて、引き続き交通指導取り締まりや交通安全施設の整備、交通安全教育による啓発活動などの各種交通事故抑止対策を強力に推進してまいりたいと思っております。

**○新見委員長** その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑があったら出していただけますでしょうか。

**○中野委員** 要望でいいのですが、この表の交通事故の発生状況を見ると、大体现状分析かなと思うんですよね。発生件数が減っている。これは、もう免許証取得者が減っているかな。人口減少に沿って、それで減っているのかなと思ったりするんです。

それから、高齢者の事故率、死傷者、これから高齢者がどんどんふえてきて、実態として高齢運転者がふえるんじゃないかなと思うんですよね。実際、生産年齢人口減ってきているけれど、高齢者はふえていると。そこ辺の、現状分析やなくて、今の社会情勢の要因に対して、少しどうなのかという分析をね。

それともう一つ、九州管内ぐらいでいいですから、比較するとどうか。ただ、これ見ても、宮崎県の状況、これが普通なのか、多いのか少ないのかというのは全然わかりませんよね。ひょっとしたら内部にはあるかもわかりませんが、ぜひ、そこ辺を一工夫してもらいたいと。お願いします。

**○廣澤交通部長** 委員御指摘のとおり、交通事故の発生件数は年々減少しております。主な要因といたしましては、免許人口自体が減少傾向にあるということ、それから少子化に伴いまして新規免許取得者も少のうございます。それと、手前みそではございますが、地道な交通安全活動、広報啓発活動、そういったものが効果をあらわしておるのではないかと考えておるところでございます。そういったものが要因となつて、交通事故の発生件数は、減少傾向にあるかと思えます。

一方で、高齢化社会に伴いまして、高齢者の免許人口の、全免許人口に占める割合というのはだんだん増加しております。したがって、全事故に占める高齢者の交通事故の割合も、どうしても増加傾向にあるというような現状でございます。

したがって、先ほどからも申し上げておりますように、高齢運転者対策、特に今後力を入れて進めておるところでございます。

**○中野委員** 今言われたとおりなんです。だから、交通事故が減ってきました、いいことだねという話か、全体が減っているから自動的に減っているという話なのか。今言われたようなのを少しでもこのグラフに要因を入れた分析、それをしてくださいとお願い、要望。

**○郷治警察本部長** 訂正でございますが、\*免許保有者数、免許を持っている方全体の人口は多

分、本県でも全国でも減ってはいないと思います。全国的には、今持っている方が返納されたり、取り消されたりする数の合計というのは、年々の新規取得者を上回ってはまだありません。

その中で、高齢運転者の割合がどんどんふえてきているというのは、これは御指摘のとおりでございます。取得したときよりも体の調子が悪い方、運転が危ない方の割合がふえているということで、そういう意味では、下地としてはもっと事故がふえてもおかしくない部分があるという、そういう認識を持っております。

一方で、特に高齢者の場合は個人差がございますので、本当に衰えてきたなということを実感されたら返納していただきたいとか、そういう働きかけをしたりして、自信のない方を中心に返納していただいたり、先ほど御報告したいろんな対策を関係機関の連携を得てとらせていただいているので、何とか抑え込んで減りつつあるような状況だろうと思っておりますので、全体のパイが減っているから、自然に事故が減っていることではないという認識ではございます。

**○中野委員** そんな難しい話じゃない。この中に、折れ線グラフで免許所持者はふえていますよと出れば、その中で減っている。そんな難しい話じゃない。今、データをここに入れてくださいよと言っている。高齢者は、私はまだふえとるんじゃないか、これからね。そこら辺がようわからんのですよ。だから、そこ辺と対比しながら事故がどうかというのを、自然減で減っている話なのか、そこ辺の分析をお願いします。

**○廣澤交通部長** 委員御指摘の点は今後そうしていきたいと考えております。

**○太田委員** 聞き漏らしたかもしれません。先ほどイエローホイッスルという話がありました。

※39ページに訂正発言あり

これもう一回、どんなものかというのを。活動状況はよくわかりました。

**○廣澤交通部長** 制服警察官が交差点等、街頭に立ちまして、特に朝夕なんですけれども、運転マナーの向上ということで、県民の声として、黄色で進入してくる車が多いよねという声を聞いておりますので、黄色になったらとまるんだというところで、信号が青から黄色に変わったところで、その交差点付近に立っておる警察官が警笛をピーと吹くんですね。黄色になったとか、イエローホイッスルということで、それで注意を喚起をしていく。強いては交通マナーアップにつなげていくというようなことを目指しております。

**○野崎委員長** 今報道等で、あおり運転だったり、危険運転だったり、また事故の瞬間だったり、全てドライブレコーダーの映像で報道があるんですけれども、ドライブレコーダーを例えば義務化すると、もう後続車からずっと見て運転されているという感じで、無理な運転しないと思うんですけれど。ドライブレコーダーの設置の促進という、そういうのはどう考えていらっしゃいますか。

**○廣澤交通部長** 最近、全国的に、ドライブレコーダーをつけられる方が非常に急増しておるということは、私ども承知はしておるところでございます。

確かに事故であったりとか、最近言われておる、あおり運転防止のために購入される方が多いと聞いておるところでございますけれども、確かにそういった事故を起こした際とか、現場の映像を非常に視覚的に捉えられますので、有効なものであらうと思います。

私どもも交通事故が発生した現場に行きまして、ドライブレコーダーを装着した車について

は、その録画状況を確認させてもらったり、交通事故捜査の一助にさせてもらっておるところでございます。

\*ただ、うちが、交通警察といたしまして、県民の皆様方にドライブレコーダーを推奨というか、取りつけてください、取りつけたほうがいいですよといったことは今のところは特に声を上げてはおりません。

**○野崎副委員長** わからないんですけれども、ドライブレコーダーを映してて、前の車が例えばとまれで、とまれ線をとまらずにばっと行ったと。後ろのドライブレコーダー運転手が警察署に、この車はとまらんかったよと、そのデータを持って行った場合は、これは取り締まるんですかね。僕はそこ辺がわからなくて、どうなのでしょう。ドライブレコーダー、どこまで力があるのかわからんから。

**○壹岐交通規制課長** その場合につきましては、立証と運転手の特定ということでございますね。車両のナンバーをまず明確に捉えておるかということと、運転者が老若男女とか、背面でございますので、提出があった場合に、基本的に相手がわかって、それが立証できるということで、検分その他であれば検挙という方法も可能だと思われませんが、今申しました特定その他の疎明的な面もありますので、これについてはケース・バイ・ケースという形で、具体的な事例で対応していくということになろうかと思えます。

**○横田委員** きのう、おととい、テレビですつとやっていたんですけれども、30キロぐらいの制限のところを制限で走っていたら、後ろから追い越されて、わざとゆっくり走っているのかと怒られたと。その例は、ゆっくり走っていたのは20歳代の若者で、追い越して腹立てたのは70

※17ページに訂正発言あり

代の高齢者ということだったですけれど。

これから当然高齢化がさらに進んでいって、のろのろ運転の高齢ドライバーで結構ふえてくると思うんですよね。それ考えると、あんな事件とかがこれからどんどんふえてくるような気がするんですけれど、先ほど中野委員とか、副委員長の話と関係するかもしれませんが、何か対策を考えていかないと大変なことになるような気がしないこともないんですけれど、いかがでしょうか。

○**廣澤交通部長** 規制速度を著しく低速で走るような車をということでございますかね。

○**横田委員** そういうことじゃないんですけれど、当然高齢化が進んで、のろのろ運転の高齢ドライバーがふえてくると思うんですよ。そういった場合に、ずらっと後ろを引っ張っている車とか結構あるじゃないですか。それで、きのうテレビでやっていたような事案がこれからどんどんふえてくるような気がするんですけれど、そういった対策を今から考えておく必要があるんじゃないかなといった趣旨の質問なんです。

○**廣澤交通部長** いわゆるセンターラインに黄色線が引かれておりまして、追い越し禁止の場所がかなりあるかと思っておりますけれども、規制の見直しということで、安全な直線道路、あるいは実勢速度調査等をいたしまして、今言われましたような状況もあったり、追い越しをしても安全に追い越せる区間だなどと思われるようなところがあれば、今後見直しをしまして、黄色線の解除であるとか、追い越し規制区間の解除であるとか、そういったところでの対応はとれるんじゃないかなと思っております。

○**壹岐交通規制課長** 今部長が言われたのも1施策でございますけれど、例えばですが、高速道路につきましては、道交法上、最低速度規制

というのがございまして、50キロ以下だったら違反ですよというふうな法の縛りがあります。

ただ、委員おっしゃったように、一般道路につきましてはなかなか難しい。でも、反面、努力義務となるんですけれど、教則その他で追いつかれた車の避譲義務というのがございまして。これにつきましては、そういうのを啓発して、後ろに並んだときには、黄色い線その他があれば、左によけて、ちゃんと進んでくださいよという啓発的な面というところでも、二頭立てでしっかりした対策をとっていくことにはなろうかというような形でございます。

実際今、そういうのが起こっているということじゃございませんけれど、そういうような啓発という形でも、一層高齢者の方の教育を現場でしっかりやっていくということであると思えます。

○**横田委員** 確かにそうですね。後ろがちよつといらいらしているなと思ったら、よけて前に行かせるとか、そういったことも高齢者の人たちに認識していただくことも大事だと思います。後ろから、高齢者か、しょうがないかと思ってもらえるような、そういったことも必要かなと思うけれど、性格を変えるというのはなかなか難しいから、かなり難しいのかもしれませんが、そういったことが今後ふえてくるんじゃないかといったことは考えておかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○**新見委員長** ほかにございませんか。

○**野崎副委員長** 続きですけれど、先ほどの横田委員の話は、ドライブレコーダーがなければ、言った言わんとか、しちよらんとか、そういう話になって、あれが本当に、報道も、警察も動くという証拠になるので、ドライブレコーダー

の設置を促進するのは警察じゃないかもしれないけれど、警察からも担当の所管するところに提案するのもいいんじゃないかなと思っております。

一番交通事故で難しいのは、言った言わないとか、いや、俺はここで曲がっちゃらんとか、そういったやりとりが非常に曖昧なので、カメラを、動画を見れば、それは一目瞭然なので、そういったことも考えて、前向きに提案していただくといいかなと思っております。

○中野委員 宮崎でそういうあおり運転の逮捕件数とか、そういうのはあるもんですか。

○廣澤交通部長 あおり運転の定義というものが道交法上ないんですけれども、あおり運転の典型的な交通違反としては、後ろからの車間距離不保持であるとか、ハイビームでばかばか後ろから早く行けというようなことでやるとか、急な合図不履行とか、そういったものが考えられますけれども。

1つ申し上げますと、車間距離不保持での検挙は昨年はありませんでした。ことしに入りまして4件、車間距離不保持で検挙しております。また、昨年は進路変更禁止違反を77件検挙しておりますが、ことし2月末現在では、進路変更禁止違反14件の検挙をしております。

検挙事項は以上でございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

私、去年11月の質問で、ながらスマホに関する質問をしました。去年の答弁では、当然28年中までの件数とか、そういった報告を受けたんですけれども、今回、29年中の状況が発表になりましたので、携帯電話使用等違反でしたかね、これの検挙件数とか、これを原因とした交通事故発生件数とかいう情報が、今手元にあれば教えていただきたいなと思います。

○廣澤交通部長 携帯電話違反、交通違反、これにつきましては、平成28年の検挙件数が1万4,323件ございまして、29年がプラス1,391件の1万5,714件の検挙をいたしております。

○新見委員長 交通事故の発生件数はないですか。

○廣澤交通部長 29年の携帯電話使用中の交通事故、これが発生件数25件でございます。前年対比で7件のプラスということでございます。

○新見委員長 その質問のときにも言いましたが、運転中にしょっちゅう下を見ている若い子たちが結構多いので、これの件数は、これからふえてくるんじゃないかと思うので、この辺についてもしっかり取り締まりをやっていただきたいと要望をしておきます。

○徳重委員 私、一般質問もさせていただいたところですが、例のシートベルトなんですが、死亡事故、あるいは死亡事故じゃなくてもいいんですが、自損事故でも、崖から落ちたとか、いろんなケースがあると思うんですが。ここ二、三年でも結構ですが、その事故を起こした人が死亡されたり、あるいは、シートベルトをつけておれば助かったんじゃないかとか、事故がまだ軽かったんじゃないかとかいうようなケースがあったら教えてください。この二、三年でも結構でございます。

○廣澤交通部長 昨年の四輪乗車中の死者数は17名でございました。このうち、シートベルトを着用していた方が10名、着用をされていなかった方が残り7名でございます。このシートベルトをされていなかった7名の方の事故分析をしましたところ、2名の方はシートベルトを着用しておれば助かったのではないかなという推察をされるところでございます。

また、その前の28年ですけれども、28年は、

四輪乗車中の死亡死者数は22名おりました、この22名のうち、着用者が11名、シートベルトをされてなかった方が10名、残り1名は不明という結果になっておりますが、このシートベルトをされていなかった10名のうち7名の方は、着用をしておれば助かったのではないかと推察されておるところでございます。

**○徳重委員** 今おっしゃるとおりだろうと思います。実は私のおやじも、もう17年前に、シートベルトをつけとれば100%助かったんですが、つけてなかったために、運転席から飛び出して亡くなったんです。シートベルトは本当に命綱だなと、こう思っております。

私が心配しているのは、起きてないからいいんですが、大型バス、どうしても観光バスになると、観光バスで友人同士で旅行したりすると、車の中でアルコールを飲んだりするケースが、非常に多いように感じております。観光バスの中での飲酒はいかがかなと、こう思ったりもするところですね。

事故が起きなければいいんですが、高速道路なんかはほとんどないかと思うんですけど、山道をずっと行ったり、崖口を回ったりするときに、そういうアルコールを飲んどったり、いろんなことをすると、もしものことがあったら、もうそれこそ大変な事故になるがなと心配しているんですが。そこ辺の規制というのは、運転手さんが出発する前に、シートベルトを皆さんつけてくださいねとはおっしゃるんですよね。そのまま、なかなか確認までされないという状態があるんじゃないかなと、思っておりますね。

個人の四輪自動車でもこれだけの死亡者が出ていると、つけとけば助かった人が出ていると、こういう事実があるわけですから、何とかそこ

辺の規制が、特に大型バスの場合は犠牲者が大きくなるわけですから、そこ辺のところを、運行管理者なり、警察なり、事故が起きたら警察が一番先に飛んでいくわけでありまして、警察がもう少し厳しく、そういった指導というか、陸運局任せというような感じがしないでもないんですが、そこ辺のところはどう考えてらっしゃるのか。本会議でも質問させていただきましたが、はっきりしなかったようでありますので、あえて御答弁いただければありがたいと思います。

**○廣澤交通部長** 高速バス等の運転手の教育マニュアルにつきましては、委員が先ほど御指摘のとおり、着用を呼びかける車内のアナウンスとか、これの励行、こういったものはマニュアル化されておると聞いておりますけれども、全席確認というところまではマニュアル化がされていないようでございます。

ただ、一昨年の中井沢のスキーバス事故ですかね、こういったものを機に、また随時チラシ等を作成して、全席シートベルトの着用推進、促進、こういったことをバス協会等には指示がなされておるところでございます。

また、我々警察といたしましても、所管の宮崎運輸支局であるとか、それから県のバス協会、こういったところと連携を図りまして申し入れをしております。その結果、バス協会が、観光バスで、日本人だけではないものですから、外国人の方もいらっしゃいますので、日本語、英語、中国語、韓国語でベルト着用のお願いを記載したカードをつくりまして、全席に入れてあるというような状況でございます。

また、今後、こういった運輸支局やバス協会等と連携を図りまして、マスコミ、ポスター、チラシなどを使っての広報啓発活動を行うこと

はもとより、次の春の4月の交通安全運動が始まりますが、この期間中に、高速バスが休憩をするサービスエリアに警察のほうから赴きまして、観光バス等に対して、乗客の皆様方にシートベルト着用の声かけを実施しようということでは計画を進めておるところでございます。

○徳重委員 最後にしたいたと思いますが、私が心配するのは、団地で若者が観光、どっかのツアーで行ったときに、アルコールを飲むことが絶対だめだということではないかなと、こう思うんだけど、そして動いて、そのままつけないという、必ずつけるということがないといけないんじゃないかなという気がしてならないものだから。何回もそういう場に遭遇するわけで、観光バスで行ったときには、皆さん開放的になって、持って行ったものを飲むとか、自由にされているわけですが、ここ辺の規制というか、何かあるもんですか、ないんですか。バスの中の飲酒の。それによって、そのままシートベルトつけて飲むのなら、まだ私はそんなにあれしないんだけど、友達同士でやりとりしたりするケース等々もあるわけで、昔のバスは後ろにサロンみたいな形でやりとりされていたようなバスもあったような気がするんですが、今は余り見かけないようですね。そこ辺のところ、どう皆さん考えてらっしゃるのかなと思って。

○廣澤交通部長 なかなかバス内で飲酒を禁止するとか、控えてくれということは言いがたいかなと思っておるところでございますけれども、先ほど申しましたように、うちだけというわけではございませんけれども、運輸支局、バス協会、さまざまな関係機関、団体等と連携を図りまして、今後ともバス内の全席シートベルト、これの推奨をやっていくと。目視点検等をお願い

いしていくというような形で推進をしてまいりたいと考えております。

○徳重委員 ぜひ一生懸命取り組んでください。お願いしときます。

○中野委員 自転車に乗りながらスマホする、歩きスマホ、あれも道路交通法で規制、禁止になっているんですかね。ちょっと確認。

○廣澤交通部長 自転車のスマホ、ながらスマホでございますかね。

○壹岐交通規制課長 お答えいたします。

自転車の関係につきましては、自転車も車両ですので、これが危険な行為という形で、例えば高齢者の方とすれ違いに事故を起こして、けがさせたようなとき等は、当然その違反とともに検挙ということで成立はいたします。安全運転義務違反という形でございます。

ただ、歩行者の方についての罰則というか、規定というのは今のところはございません。

○中野委員 事故は起こさんでも、とにかく自転車に乗りながらのスマホは禁止ということではないんですか。

○廣澤交通部長 宮崎県道路交通法施行細則で禁止されておりますので、交通違反になります。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○廣澤交通部長 先ほどドライブレコーダーの推奨の件でございますけれども、これ1点、訂正させていただきます。企業を対象とした法定講習をやっておりますけれども、この際はドライブレコーダー、今後装備したほうがよろしいですよという推奨はやっておるところでございます。先ほどの訂正をさせていただきます。

○中野委員 車運転中にスマホをするときに、一時停止して電話するのは違法じゃないんですかね。

○廣澤交通部長 一旦停止をしてですか。運転

中ではなくて。

○中野委員 道路運転しとって、急に電話したくなって、とまって携帯すれば、それは違法じゃないんですかね。それも運転中なのか。

○壹岐交通規制課長 基本的にはとまってかけられる場所だと思います。それが駐車帯とか。私も電話かかってくる。そういうときは、鳴りとっても、例えば今、コンビニとか駐車場がたくさんございますよね。そこに入って、ある程度置いてからします。駐停車違反の場所とか、当然あります。駐車違反とかで、そこには通行の危険ということが存在しますので。いわゆるとまってる携帯電話は当然やってもいいんですけど、運転中はいけません。だから、場所を選ばれてとまって、道路外のところでしっかりやっていただくというのがベストだと考えております。

○中野委員 違法かどうかと聞いとるでしょう。だから、道路でもちょっとよけるところがあるじゃないですか。ああいうところも違反かどうかで、はっきり聞きたいと思います。

○壹岐交通規制課長 駐車帯とか、そういう路側であれば違法ではございません。運転中ということが違反でございます。おっしゃるとおりでございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時28分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いをいたします。

まず、おわびを申し上げます。

先月、県西地区の県立高校におきまして、測量士補試験の出願手続を忘れたため、受験希望の生徒たちが、ことしの受験をできなくなるという事案が発生をいたしました。受験に向けて頑張ってきた生徒や期待を寄せていた保護者の思いを考えますと、大変遺憾であると考えております。

また、県議会を初め、県民の皆様方の信頼を損なうことになりましたことを心からおわびを申し上げます。

今後、当該の生徒たちに対し、資格試験の受験指導等につきまして、可能な限りの手だてを講じ、不利益が生じないように努めてまいりたいと考えております。

ここから、座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただき、左側の目次をごらんください。

今回御審議をいただきます議案は、議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算」など3件でございます。

次に、報告事項といたしまして、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について御報告をいたします。

また、その他の報告事項といたしまして、3件御報告させていただきます。まず、宮崎県立高等学校教育整備計画（後期実施計画）について、次に、教員の年齢構成等について、最後に、

平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県開催競技会場・競技日程について御報告をさせていただきます。

それでは、資料右側の1ページをごらんください。

補正予算の概要であります。今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、25億3,095万9,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、1,060億692万6,000円です。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、4億8,177万4,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、18億6,404万7,000円です。

その結果、一番下の太線枠の補正額の欄にありますように、20億4,918万5,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つの右の欄にありますように、1,078億7,097万3,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課室長から説明をさせていただきます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○新見委員長** 教育長の概要説明が終了しました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

**○亀澤総務課長** 総務課関係の平成29年度2月補正予算について御説明いたします。

資料のほうは、お手元にあります厚いほうですが、平成29年度2月補正歳出予算説明資料でございます。そちらの資料の総務課のインデッ

クスが張ってあると思いますが、インデックスのところ、391ページをお願いいたします。

表の左から2列目、補正額の欄をごらんください。

今回の補正は、4,649万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、31億8,212万4,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

めくっていただきまして、393ページをお願いいたします。

真ん中あたりにはありますが、(目)事務局費の(事項)職員費について、1,702万円の減額であります。これは、事務局職員の人件費の執行残などによるものであります。

次に、その下の(事項)一般運営費164万7,000円の減額であります。これは、主に、本庁及び教育事務所の運営に係る費用の執行残などによるものであります。

次に、めくっていただきまして、394ページをお願いいたします。

真ん中より少し下あたり、(目)教育研修センター費の(事項)教育研修センター費329万2,000円の減額であります。これは、主に、運営費の管理委託料の執行残などによるものであります。

次に、その下の(目)社会教育総務費であります。この(事項)職員費2,466万8,000円の増額で、また、その下にあります(目)保健体育総務費が(事項)職員費4,424万9,000円の増額であります。これらは、事務局のうち社会教育、保健体育に携わる職員の人件費でございますが、平成29年4月の組織改正等により、当初予算積算時に比べまして、人数等に変動が生じたことによる増額であります。

総務課関係は以上でございます。

○**柚木崎財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

同じ資料、歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、395ページをお願いいたします。

財務福利課の補正予算額は、総額で1億7,689万5,000円の増額補正でございます。補正後の額は、同じ段の右から3列目、89億8,786万4,000円です。その内訳につきましては、1段下の一般会計の欄にあります3億487万9,000円の減額補正、3段下にあります特別会計が4億8,177万4,000円の増額補正であります。

それでは、補正をお願いします主な事項について御説明いたします。

397ページをお願いいたします。

下から2段目にあります(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、1億4,991万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援する就学支援金や、低所得世帯の生徒へ給付する奨学のための給付金の対象者が、当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、398ページをお願いいたします。

下から2段目、(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、1,289万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、高等学校など41校における光熱水費などの節約等に伴う需用費等の執行残でございます。

次に、399ページをお願いします。

下から2段目、(事項)就学奨励費(特別支援学校)につきまして、2,609万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、特別支援学校に就学する幼児、児童生徒の保護者等への経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を

補助するもので、実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、400ページをお願いいたします。

下から2段目、(事項)文教施設災害復旧費につきまして、7,812万円の減額補正をお願いしております。これは、災害復旧費の補助対象に該当する事案が現時点で発生していないということによるものであります。

次に、401ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。(事項)高等学校実習費につきまして、141万円の増額補正をお願いしております。これは、平成28年度の決算認定で繰越金が確定したものであります。

次に、402ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項)育英事業費につきまして、4億8,036万4,000円の増額補正をお願いしております。これも、先ほどの実習事業と同様、平成28年度の決算認定で繰越金が確定したものでございます。

平成29年度一般会計及び特別会計に係る補正予算についての説明は以上であります。

○**吉田学校政策課長** 学校政策課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、403ページをお開きください。

学校政策課の補正額としましては、5,139万6,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、5億3,929万1,000円です。

405ページをお開きください。

初めに、2番目の(事項)県立高等学校再編整備費814万6,000円の減額であります。これは、新県立妻高等学校の商業棟などの設置に係る設計委託費の執行残であります。

一番下の(事項)学力向上推進費1,712万1,000

円の減額であります。このうち説明欄の3、宮崎サイエンティスト育成事業600万3,000円の減額であります。主に科学技術振興機構の受託事業で、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するためのカリキュラムを研究します。スーパーサイエンスハイスクール事業につきまして、事業の不採択による減額であります。

その下、高校生グローバル・リーダー育成支援事業680万円の減額であります。これは、国の委託事業であり、国際的に活躍ができる人材を育成するための研究を行うスーパーグローバルハイスクールに係る経費であります。国の委託額の決定に伴い減額するものであります。

406ページをお開きください。

一番上の(事項)指導者養成費1,487万9,000円の減額であります。このうち、説明欄の2、初任者研修事業856万円の減額でございます。これは、主に新規採用の教員が校外の研修で不在となる期間を補充するために配置する非常勤講師の報酬や旅費の執行残であります。

次に、3、国際理解教育推進事業418万7,000円の減額であります。これは、ALT外国語指導助手の雇用に係る経費であります。ALTの任用期間は5年を上限として毎年更新を行っておりますが、この更新に伴い、報酬単価は、任用年数によって高くなっていきますので、本年度は、任用年数の短いALTが多かったことに伴う報酬等の執行残であります。

407ページをお開きください。

一番下の(事項)産業教育振興費400万3,000円の減額であります。このうち説明欄の2、次世代アグリリーダー育成事業267万8,000円の減額であります。これは、主に国の委託事業である高度な知識・技能を身につけた専門的職業人を育成するための調査研究を行うスーパープロ

フェッショナルハイスクール事業について、本年度より高鍋農業高校が指定され事業に取り組んでいるところでありますが、国の委託額の決定等により減額するものであります。

学校政策課は以上でございます。

**○川越特別支援教育室長** 特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育室のインデックスのところ、409ページをお開きください。

特別支援教育室の補正額としましては、3,388万3,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、1億6万4,000円であります。

それでは、1枚めくっていただきまして、411ページをお願いいたします。主なものについて御説明をいたします。

上から5段目の項目にあります(事項)県立特別支援学校整備費であります。669万円の減額であります。これは、特別支援学校の教室不足を解消するために、都城きりしま支援学校と日向ひまわり支援学校に、軽量鉄骨構造の校舎を増築するための設計委託を行ったもので、入札の執行残により減額するものであります。

さらに、3段下の項目にあります(事項)特別支援教育振興費であります。2,719万3,000円の減額であります。

その下の説明欄の項目にあります5の特別支援学校医療的ケア実施事業の912万3,000円の減額についてでございます。この事業は、痰の吸引や経管栄養などを必要とする児童生徒のために、特別支援学校に看護師を配置するものであります。児童生徒の病気などによる欠席により、看護を要しなくなった看護師の人件費等の執行残を減額するものであります。

次に、同じ欄の10の県立高等学校生活支援充

実事業の1,473万円の減額でございます。この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行う生活支援員を配置するものでありますが、対象制度の進路変更等により介助を要しなくなった生活支援員の人件費等の執行残を減額するものであります。

そのほかにつきましては、それぞれの事業における事務費等の執行残でございます。

特別支援教室からは以上でございます。

**○黒木教職員課長** 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ413ページをお願いいたします。

一般会計21億631万6,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の929億8,562万4,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。415ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。1億8,475万6,000円の減額をお願いしております。これは、主に学校非常勤講師などの報酬等につきまして、勤務日数の実績が当初の見込みを下回ったために、減額するものであります。

次に、一番下の(事項)退職手当費ですが、4億8,271万9,000円の減額をお願いしております。これは退職予定者数が当初の見込みより減ったことに伴いまして減額するものであります。

416ページをお願いいたします。

1つ飛びまして、(項)小学校費ですが、(事項)職員費につきまして6億303万3,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)中学校費ですが、

(事項)職員費につきまして、4億1,074万3,000円の減額をお願いしております。

次に、一番下の(項)高等学校費ですが、(事項)職員費につきまして、2億2,619万6,000円の減額をお願いしております。

417ページをごらんください。

一番上の(項)特別支援学校費ですが、2つ下の(事項)職員費につきまして1億9,214万2,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当、共済費ですが、いずれも正職員数の減少や退職者と新規採用職員等との給与差額などによる補正であります。

次に、一番下の(事項)旅費ですが、562万1,000円の減額をお願いしております。これは、出張の減や経費節減等に伴う補正であります。

教職員課は以上であります。

**○後藤生涯学習課長** 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ419ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で2,883万7,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように5億1,600万6,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。422ページをお開きください。

1段目の(事項)生涯学習基盤整備事業費が453万7,000円の減額であります。このうち、説明欄の3、生涯学習環境の整備が391万8,000円の減額であります。これは、県有財産処分に伴う建物の解体設計委託等の経費ですが、関係各課と協議の上、建物を解体せずに財産処分できたことから、設計経費等を減額するものであります。

次に、2段下の(事項)図書館費が451万5,000円の減額であります。このうち、説明欄の1、管理運営費が233万1,000円の減額で、その下の3、県立図書館老朽化対策事業が210万8,000円の減額であります。これらは図書館の管理運営に係る設備関係経費の執行残と、屋上防水改修に係る工事設計経費の執行残によるものであります。

次に、423ページをお願いいたします。

上から2段目の(事項)美術館費が657万3,000円の減額であります。このうち、説明欄の2、管理運営費が438万2,000円の減額で、その下の4、県立美術館老朽化対策事業が207万9,000円の減額であります。これらは、美術館運営に係る光熱水費や消耗品等の執行残、空調設備改修に係る工事設計経費の執行残によるものであります。また、1つ下の(事項)美術館普及活動事業費が692万8,000円の減額であります。このうち説明欄の2、特別展費が513万6,000円の減額であります。これは、特別展における印刷製本費、消耗品費等の執行残や監視員等賃金の執行残などによるものであります。

生涯学習課関係は以上でございます。

**○古木スポーツ振興課長** スポーツ振興課の補正予算につきましては、御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、425ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で2,466万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の9億6,251万4,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。428ページをお開きください。

ページの上から2段目にあります(事項)健康教育指導費でございます。358万1,000円の減

額をお願いしております。これは、養護教諭等研修事業における初任者研修に係る非常勤職員の報酬や研修等の講師謝金、旅費などの執行残のほか、健やかな心と体を育む健康教育推進事業において、国の委託額が当初予定した額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、その下にあります(事項)保健管理指導費でございます。285万2,000円の減額をお願いしております。これは、主に、県立学校児童生徒保健管理指導における児童生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料等の執行残でございます。

次に、その下にあります(事項)学校安全推進費でございます。5,000万円の増額をお願いしております。これは、日本スポーツ振興センター共済事業における学校管理下での児童生徒の負傷や疾病などに対する共済給付金が、当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、同じく428ページの下から2行目の(事項)体育大会費でございます。1,506万6,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、次の429ページお開きください。一番上でございます国民体育大会経費について、国民体育大会に出場する選手の派遣に要する経費が不用となったものでございます。

スポーツ振興課は以上でございます。

**○谷口文化財課長** 文化財課の2月補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ431ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で7,559万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように5億4,471万2,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたしま

す。次に、433ページをお開きください。

初めに、上から5段目の(事項)文化財保護頭彰費につきまして828万2,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の6の西都原古墳群調査整備活性化事業におきまして、国庫補助額が当初の予定より少なかったことにより、事業経費が減額となったものであります。

次に、一番下の(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして5,112万5,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、次のページ、434ページをお開きください。説明欄の2の農業水利・土地改良事業発掘調査であります。試掘調査の結果、遺跡が確認されずに、本調査の必要がなくなったことにより、発掘調査の経費が減額となったものであります。また、その下の3、埋蔵文化財発掘調査であります。国道建設に伴う事前の試掘調査の結果、当初予定しておりました本調査の対象面積が減少したことや、工法の変更により、本調査が不用となったため、発掘調査経費が減額となったものであります。

なお、国道及び東九州自動車道関連発掘調査は、事業者であります国土交通省や、西日本高速道路株式会社から県が委託を受けて実施しているものでありまして、経費は全額各事業者の負担となっております。

次に、同じページの中ほどあります(事項)博物館費につきまして535万5,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の2の管理運営費でございますが、光熱水費等の執行残でございます。

続きまして、次のページの435ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)考古博物館費につ

きまして570万6,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の1の管理運営費でございますが、光熱水費等の執行残でございます。

文化財課の説明は以上でございます。

**○米村人権同和教育室長** 人権同和教育室の補正予算について御説明いたします。歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ437ページをお開きください。

一般会計で120万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり853万6,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。439ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費で100万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、人権教育の総合企画に係る啓発資料を予定額よりも安価に作成することができましたことや、経費節減等による執行残でございます。

次に、下から2段目にあります(事項)人権教育連絡調整費でございますが、19万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、人権教育関係団体等との連絡調整に要する経費の節減等による執行残でございます。

説明は以上でございます。

**○新見委員長** 議案に関する執行部の説明が終了しました。

お昼になりますので、ここで暫時休憩をし、再開は1時15分ということで、よろしく申し上げます。

午前11時57分休憩

---

午後1時13分再開

○**新見委員長** 委員会を再開いたします。

午前中説明を受けました議案に関して質疑があったら出してください。

○**図師委員** 405ページの学力向上推進費の内容なんですけれども、特に、3番、4番のみやざきサイエンティスト育成事業と高校生グローバル・リーダー育成支援事業ですが、説明では、3番は不採択になったということと、あと4番については、国庫補助の決定による減額だという話だったんですが、これは、不採択になったからといって、全く事業が動いてなかったわけではないと思うんですが。4番もですが、不採択とか減額による現場の影響というのはどんなものがあつたんでしょうか。

○**吉田学校政策課長** まず、みやざきサイエンティスト育成事業のほうは、現在宮崎北高校が指定を受けているわけです。3年あるいは5年ずつ更新をして、申請をしていくわけですが、今回、更新で申請したところ、これ不採択と申しますよりも、2年間の経過措置といいまして、もう少し内容を練って、また2年後に正式に申請をとという意味で、人件費の分およそ300万円がカットされる状況になりました。それが2年間ですので、ことは申請できないんですが、来年は、また申請に向けていくわけですが、学校のほうは、一旦この経過措置になったことで、エンジンがまたさらにかかりまして、今いろいろなものを見直して、サイエンス科だけではなくて、学校全体の取り組みをするような動きを今しているところであります。

4番のグローバル・リーダーのほうは、国、SGHの指定を受けている学校が2つ、五ヶ瀬中等教育学校と宮崎大宮高校とあるわけですが、こちらのほうは、どうしても、この事業は初年度はさまざまな準備のためにたくさんお金がお

りるんですけれども、2年目、3年目になると減額されていく状況にありまして、例えば、宮崎大宮高校ですと1,000万円のところが260万ほどの減額に、それから、五ヶ瀬中等教育学校のほうが420万ほど目論んでいた金額よりも、国からの減額によって出させていただいたということになります。

○**図師委員** 宮崎北高校のほうは、3年から5年の更新が、2年打ち切りになって、2年間が経過措置ということなんです、サイエンス科なりが取り組まれていた内容は、やっぱり3年とか5年スパンで取り組んでいく内容だったと思うんです。これ単年度の事業ではないと思うんですが、それによって、人件費が削減されたということなんです、学校全体でまた取り組む内容にされるというんでしたけれども、もともと目指そうとした、このサイエンティスト育成事業自体は、何かその内容が変わったりしてないもんなんじゃないでしょうか。

○**吉田学校政策課長** カットされているのが人件費であり、そのほかの研究費用等はそのまま使える状況にありますので、発展させながら、ただ、職員の負担軽減のために採用していた非常勤職員が採用できないということで、生徒への影響はさほど大きくはないと。申請に向けて全力で頑張っている状況で、取り組み自体にも大きな変化はないということとと思っています。

○**図師委員** 生徒への影響はさほどないということなんです、その分、先生方への負担が大きくなっていると思うんですけれども。そのあたりの不採択になった後に、県単独でもここを補うとか、そういうふうな措置は必要なかったんですか。

○**吉田学校政策課長** 県単で補うという措置はしません、校内での分担ということをお願い

をしております。

**○図師委員** その分現場は大変なんだろうなということが安易に想像できます。

次の4番のグローバル・リーダー育成についても、総事業費がどれぐらいだったかちょっとわかりませんが、宮崎大宮高校で240万減額ですか、となると、五ヶ瀬中等教育学校では400万ぐらいの減額になっている可能性もあろうかと思うんですが、この大幅の減額でやっぱり生徒にしわ寄せはなかったのか、もしくは現場の先生方の負担増にはなっていないのか、そのあたりはいかがですか。

**○吉田学校政策課長** 満額来たとしての予算を組んでおりますので、実際こういう事業をどんどん減額されていくと、ある程度学校側も、私たちも想定していたところなんです。それに合わせて研究を進めていっているという状況にありますので、こちらのほうも国からの減額によって大きな影響はないと考えております。

**○図師委員** 事業費の獲得、特にこの国庫補助に関しては、そういう減額されるのが想定ということなんです、多分、このリーダー育成事業は、グローバルで国際的な人材を育成することなんです、そういうものの目標があっても、生徒にはこういう事業をやるんだぞと云いつつも、本課としては、もう減額されるの見込んで、実は、どういう事業内容かまだ詳しくはわかりませんが、海外との学生との交流があったりとか、国際的な情報を収集するためのいろんなハード面なり、ソフト面の事業展開があるかと思うんですが、そういうものは、じゃあ特に、当初の予定どおり遂行されていると理解していいんですか。

**○吉田学校政策課長** 例えば、海外へ派遣する生徒の数を減らすとか、そういったような形で

対応していると思います。

**○図師委員** 生徒の数を減らしている。行きたかった生徒を、もう減らさざるを得なくなるということで、やっぱり生徒には影響が出ていると思うんです。初めに、こういうことに取り組めますよという形で募集をかけているところもあるでしょうから、極力生徒なり、やはり希望や夢を持ってこの事業に取り組もうとしているわけですから、速やかに県単独でも、当初の目標どおりの事業規模で展開される、運営されるべきだとは思いますが。

**○吉田学校政策課長** そのとおりと考えるので、教育委員会としてできるだけ補助を行っていきたくは思っています。

**○図師委員** 前向きな御答弁だと思います。来年度も継続事業なので、国から減らされたからといって、生徒たちのやる気をそぐようなことがないような取り組みをしていただければと思います。

それでは、次の428ページの学校安全推進費なんですけれども、これは、生徒の災害救済の給付に要する経費が5,000万増額になっているということなんです。これは、どのような事案がどれだけ件数あったから、これだけの金額になっているんでしょうか。

**○古木スポーツ振興課長** この日本スポーツ振興センターの共済事業というのは、もう御承知のとおり、学校の管理下における児童生徒の負傷や疾病などに対して、一つは医療費、それと、障害見舞金、死亡見舞金というこの3つでこの共済給付というのがございます。今回この増額に至った最大の理由は、この中の障害見舞金というのが、1月に1件非常に大きい約3,000万円というのが発生しております。これは、平成18年に起こった事故でございますけれども、一応

この障害見舞金といいますのが、障がいがずっと続きますと、病院のほうに掛かり、医療費がかかりますが、ある程度経過しまして、その症状が固定した段階で、この障害見舞金というのが支払われるということで、ことしの1月にそれが発生しまして、非常に大きな事案が入ってきた関係で、これが3,000万円ほど入っております。これが一番の要因でございまして、それと、プラスして、先ほど申し上げました医療費も、当初見込みを非常に上回っておりまして、この補正をする段階で、まだ2月、3月というのがございましたので、また、こういう不測の状況が起こるとも限りませんので、こういう今回5,000万円というような補正をさせていただいたところでございます。

**○図師委員** 私が聞き間違いだったら申しわけないんですが、この障害見舞金は、平成18年に発生した事故の見舞金が今支給ということで、12年以上前の事故が今ごろ見舞金として支払われているんですか。

**○古木スポーツ振興課長** この障害見舞金といいますのは、今申し上げましたように、ずっと通院をしたりとかしまして、症状がある程度のところ固定をします。その証明がお医者さんのほうからあった時点で、例えば、この方につきましては、実は上肢下肢の麻痺が残っているんですけども、もうこれ以上回復の見込みというか、一応固定されたという段階でございまして。そういった事例が、早いものもありますし、こういったように結構10年とかかかるといった事例もございまして。

**○図師委員** 通常、私も医療機関におった関係上、年金とかの障がいは、大体事故から1年半後を経過した段階で固定と見る場合が多いんですが、この方の場合は、じゃあその12年を経

いと固定と見られない。リハビリをされている中で、少しずつ回復傾向にあったとかいうことだとは理解したいですが、ただ、やっぱり親御さんなり本人さんからしてみれば、高校生で事故に遭ったとしても、30歳を過ぎている中でようやく補償がされたと。この間の生活費の補償とか、就学の補償とかいうものはまた別途あったんですか。

**○古木スポーツ振興課長** もうこの間につきましては、通院、病院にかかる費用の医療費については、10年間というのが一つ区切りなんですけれども、給付が続いておりまして、あと障がいの固定については、その10年を超えても、固定した段階でということでございます。

**○図師委員** 制度がそうであるということであれば、理解せざるを得ないんですが、事故に遭って、学生生活から、また就労の機会から全て奪われたその本人なり御家族の救済が、こんなに時間がかかっていいものなのかというのは少し疑問が残るところではありますが、最善は尽くされたとは思いますので、理解をします。

**○新見委員長** ほかにございせんか。

**○吉田学校政策課長** 図師委員のスーパーグローバルハイスクール、グローバル・リーダー育成事業のところ、説明が不足しておりましたので、説明を補足させていただきたいと思っております。

補正額の680万円のうち、2校合わせてなんですけど、この計画を推進するために、国から減額を言ったときに何を減らすかというところで、事務補助職員の費用を減らすというふうにして、その賃金が2校合わせて306万円余り、それから、先ほど申しました、旅費を減額させるということで、317万円余りがこの補正の内訳で、研究自体には余り支障がないように続行させる

ことでの減額と御理解いただきたいと思ひます。

○中野委員 さっき図師委員の質問で、日本スポーツ振興センター共済事業、これは普段は毎年共済費として、本部か何かに掛け金か何かあるんですか、ちょっとそこの説明。

○古木スポーツ振興課長 この共済事業につきましては、国と学校の設置者、県と、あと保護者で負担をしているものでございます。ただ、要保護、準要保護の子供たちについては、設置者の負担ということになっております。

○中野委員 そしたら、そういう事故があった場合、この本部の共済事業から補償金が支払われるということじゃないわけ。

○古木スポーツ振興課長 全額、この日本スポーツ振興センターから支払われますが、一旦県を經由しまして、県から支払うということになりますので、県で一つやはり箱をつくっておいで支払うと。スポーツ振興センターからは県に支払われる形でございますので、県としても予算を組んでおく必要があるということでございます。

○中野委員 この金額は、また後かわからんけれど、本部の共済から県に入ってくるということでもいいわけ。

○古木スポーツ振興課長 そうでございます。県の支出ということはありません。

○中野委員 ちなみに、毎年どれくらいこの共済事業負担として、県は払っているわけ。

○古木スポーツ振興課長 ことしにつきましては、でございますが、この共済給付につきましては、\*9,990万の予算を立てているところでございます。

○太田委員 397ページ、財務福利課のところですが、一番下のほうに、高等学校就学支援事業費というのが1億4,000万程度の減額になってい

ます。これ説明によると、授業料の免除というか、何かそういった給付というふうに聞いていますが、これは給付金です。当初の見込みからすれば少なくなったということだろうと思うんですが、これも何か経済動向とか、何か事情があって見込みを下回る感じになったのか、その辺の理由は何ですか。

○柚木崎財務福利課長 これは、主に就学支援金というのが、授業料見合いの補助になります。県立学校の約9割の世帯が受給しております。全員無償ではないんですけども、約9割ということで、その見込みとしましては、国10分の10の事業ではあります、どうしてもその年度の家族の収入状況とかによりますので、うちのほうとしても、そういう未支給とかが発生しないように、ある程度ちょっと多目に算定するといったような状況があります。

それと、3番目の奨学のための給付金といいますのが、低所得世帯と申しますか、ちょっと家計の苦しいところに、授業料以外の教育費について給付するといったような事業でございます。これにつきましても、給付金のほうは見込みが4,900人見込んでおりましたが、実質見込みで今4,300人程度となっております。最初の支援金のほうは2万1,000人を見込んでおりましたが、今のところ2万400人ぐらい下回ったということでございます。

○太田委員 わかりました。そういうもう分母が何か多いというか、こういう誤差はやむを得ないというふうな感じになります。

それで、もう一つは、417ページの教職員課のほうで、やっぱり同じような理由なのかなと思ひますが、教職員費も、億単位での減額になるわけですけど、これも、億単位ということで

※28ページに訂正発言あり

どうも気になるものですから、一応その辺の意味を、なぜ余るのかなというのをお聞きしておきたいと思います。

○黒木教職員課長 教職員費につきましてです。当初予算の算定基礎となるものが、前年度、28年度の1月時点ということになりまして、その1月時点と比較して、正職員の数が6名増減したりということで、そういうふうに減額補正となっております。

○太田委員 6名とかいうと、1人年収600万とか800万とかいったときに億単位になるのが。その他の事情もあるんでしょうね。

○黒木教職員課長 職員費につきまして、補正の主な理由ということですが、まず、給与改定に伴う増額、それから、今言いました職員数の減6名、新旧交代によって給与の差が出ますので、退職者と新規採用の教員等との給与差額に伴う執行残等による減額、合わせて14億円余の減額補正ということになっております。

○太田委員 わかりました。もう一つ、401ページの、これはやっぱり財務福利課ですが、県立学校実習事業特別会計。これは繰越金の確定ということですが、次のページの育英資金のほうも繰越金という理由での確定での補正でありますけれど、育英資金のほうはイメージがわかるような感じなんですけど、この実習事業においても、繰り越しということが出てくるんですか。内容的にはこの繰り越しはどのような繰り越しになるんですか。

○柚木崎財務福利課長 この実習事業と育英資金、どちらとも特別会計ということで、収支を合わせる必要がございます。歳出に見合う収入と同額の。どちらも、歳出のほうは、最低限の歳出を当初組みます。実習事業は、それに対して販売、売上がどのぐらいあるかと。その売上

を余り多く見積もれないということがございます。育英資金のほうは、今度返還金、そういったことで、まずは、歳出予算のほうをぎりぎり組んでおきます。結果的にもう繰越金というのは、その歳入が入って確定した時点で、それが多目になると。その歳入を多目に補正しますもので、連動してこの歳出のほうも同様の金額に補正するというので、どちらも、不足があるから増額補正するといったようなものではございません。

○太田委員 わかりました。実習事業の特別会計については売上の関係があるからですね。

○古木スポーツ振興課長 済みません。訂正をさせていただきます。先ほど中野議員から、スポーツ振興センターの負担のことについて御質問がありましたが、私が9,990万とお答えしたのは、支払いの見込みとしての枠のことでありまして、県の負担金としては共済事業でございますので、保護者と県の負担があるわけでございますが、県が負担する額といたしましては、1,179万4,000円を県がその給付についての負担金として支払うということでございます。保護者負担分を合わせますと4,511万9,000円でございますので、給付についてどの程度例年支払うかということの予算組みとして、9,990万円で予算を立てているということでございます。実際の負担金としての負担は、先ほど申し上げた額でございます。訂正いたします。

○中野委員 余計わからんようになった。共済事業というのは、全児童が対象なのか。じゃあ児童については、保護者が出して、保険と一緒に、共済費として本部に払う金は、県の分と児童生徒からも集めて本部に払うわけ。

○古木スポーツ振興課長 保護者から支払っていただいて、それと県の負担金を合わせてセン

ターに負担金を支払うということになっております。

○中野委員 生徒は全員ですか。何かスポーツする人だけですか。

○古木スポーツ振興課長 全児童生徒でございます。

基本的には全児童生徒でございますが、同意を得られた方ということで、同意されない方についてはここに加入しない方もいらっしゃるということでございます。

○徳重委員 教職員課にお尋ねしますが、この補正額もそうですが、416ページの小学校、中学校、高等学校それぞれ職員の給与費なんですが、これは臨時講師はこの中に含まれているんですか、別ですか。

○黒木教職員課長 含まれております。

○徳重委員 含まれているわけですね。これの臨時講師がどれぐらいで、正職員が幾らというのはわかってはおると思うんですが、小学校で何人ぐらいの臨時講師なのか、中学校でどれぐらい、高等学校で何人の、それが数字的にわかっておれば教えてほしいだけけれど。

○黒木教職員課長 今数字を確認しますので、時間をいただければと思います。

○新見委員長 この間に、ほかございませんか。

○横田委員 406ページの学校政策課の指導者養成費ですけど、これの3番の国際理解教育推進事業は、外国人講師の給料ということで理解すればいいんですか。

○吉田学校政策課長 そのとおりです。

○横田委員 先ほどの説明で、任用年数が少ないものが多かったというような説明だったと思うんですけど、やっぱり任用を重ねるごとにどんどん給料が上がっていくということなんですか。

○吉田学校政策課長 大体1万円か2万円ほど上がっていく、5年間となっております。

○横田委員 上限が5年間って決まっているんですか。

○吉田学校政策課長 一応契約は5年間ということになっております。

○横田委員 欲しいだけの人数は、毎年確実に来ていただくということによろしいのでしょうか。

○吉田学校政策課長 国の団体から、しっかり補充はさせていただいております。

○横田委員 わかりました。

○黒木教職員課長 先ほどの徳重委員の御質問、正職員、臨時職員数についてお答えをいたします。

平成30年1月1日現在ですけれども、臨時職員が、小学校で710名、中学校で434名、高等学校で340名、特別支援学校で281名という数字になっております。

○徳重委員 このそれぞれの臨時講師の場合、給与は有資格者のはずですが、年齢で決まるのか、あるいは勤務年数で決まるのか、そこ辺はどうなっているんですか。

○黒木教職員課長 経験の年数によって決めていると思いますが、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○新見委員長 この間に、ほかございませんか。

○中野委員 この教職員費21億、やっぱり大きいなと思って。大体この一番大きい数字が退職金、退職者が何人あるか、全体で見た場合、それと、ここで聞いておってもよくわからんけれど、当初の見込み、この内訳の見込み、それと、決算で補正になった分どうなったかって、一覧表で出してもらえないですか。

○新見委員長 資料作成の要望がございました

が。

○**亀澤総務課長** 人件費の全体なんですけれど、要するに、この29年度予算でいけば、29年の1月1日での、そこにいる人間の給与を積算して、そのまま予算化しております。それで、4月を迎えると組織改正、人事異動がありまして、がらがらぼんになってしまうものですから。どうしても、それと給与改定とがあって差額が出てしまうという仕組みになっておりますので、比較するのが非常に困難な感じは若干します。

○**中野委員** 何か2月とかやった場合に、それは、新年度の当初予算として上がってくるわけでしょう。それに対してこの金額がマイナスになったというんだから、要は、当初のものが2月かもわからんけれど、それと比較した場合、どの分がこの数字になったのかという一覧表です。給与費はそんなに、当然給与改定は出てくるけれど、何かようわからん。退職者はもう60歳で決まっておるわけで、途中病休しても、一番わかるのは、途中でぼんと退職者が出た場合は足りんようにならんといかんわけやな。ちょっとようわからん。そこら辺を、要は新年度ベースのこれでしょう。だから、その項目を一覧表で並べて、もうそれで聞かんと何ぼ聞いてもわからん。だから、県警もそうやったですね。例えば、もう一つ21億、去年のこの補正額は何ぼやったですか、県警が9億で、ことしが3億ぐらい下がった。

○**黒木教職員課長** 教職員課の平成28年度2月の補正額ということで、昨年度の補正額でいけば、22億4,902万6,000円ということになります。

○**中野委員** 多分去年もこれ議論したと思うんだけど、一応どういう項目で、予定がこんなに余ったのかという内訳です。そういうことでいいですか。足し算してこれになつとると、そ

の内訳を出してもらえばいいわけ。難しいことを考えんで。

○**亀澤総務課長** 要は、給与分、それと、手当分、それと共済、それごとに一応積算はございます。それを見ていただくしか浮かぶところないんですけれど、その比較になります。

○**中野委員** それは、何年をもとにして新規事業に組み入れたかというのは、ベースが2月やったとかという話かもわからんけれど、要は、当初予算に対して、この金額が出てきたんでしょうと。だから、その当初予算の根拠に対して、この下がった分の事業というか、分野はどうなっているんですかって聞いた。

○**亀澤総務課長** なるべくわかりやすい資料を研究したいと思います。

○**黒木教職員課長** 先ほど徳重委員の御質問で、臨時職員の給与の決定についてありましたけれども、やはり経験年数によって決定をしておりますということで確認をいたしました。

○**徳重委員** 最後にしたいと思いますが、この臨時職員の給与の決め方なんですけど、これ小中高、支援学校それぞれ違うのか、それとも、時給制なのか、あるいは例えば科目ごとの先生だったら、そんなに時間数がない人も出てくるのかなど。いろいろ考えられるわけですが、時給制なのか、あるいは給料なのか、どういう形で支給されているのかわかっとったら教えてください。

○**黒木教職員課長** 臨時的任用職員の給与等については、まず、教育職員、教員等ですけども、それから、学校栄養職員、事務職員、技術職員というふうに分かれております。教育職員については、例えば、経験年数がゼロから3年目、4年から6年目というふうに分けて、給料月額、それから、給料の調整額、義務教育

等、教員特別手当等を決めて支出をしている状況です。

○中野委員 405ページ、これもともと学力向上推進費というのが8,500万とか数字があるんだけど、今いろいろ聞いたら、1校当たりになにかやっているという事業もあるみたいですけども。これは新規事業の説明で、学力向上のこの分野については、小さい事業名、どういう中身か、これの一覧表をお願いします。もうこれは終わったことだからいいから、新規事業のこの学力向上の一覧表。

○吉田学校政策課長 当初のときに御説明させていただきます。

○新見委員長 よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、次に報告事項に関する説明を求めます。

○柚木崎財務福利課長 資料別冊になります。平成30年2月定例県議会提出報告書、縦書きの薄いものがございます——をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

2段目になります、宮崎県育成資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

内容につきまして、インデックスの別紙2のところ、7ページをお願いいたします。

育英資金につきましては、正当な理由なく滞納し、支払う意思が見られない長期滞納者に対しまして、法的措置として、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行っております。昨年、平成29年12月に7件17名に対しまして、滞納金及び延滞利息の返還を請求する支払い督促の申し立てを裁判所に行ったところですが、ごらんの

2名の方から異議の申し立てがなされたため、一番右の欄にありますとおり、平成30年1月31日付知事の専決により、訴えの提起、いわゆる訴訟に移行しましたことを御報告するものでございます。

説明は以上でございます。

○新見委員長 報告事項に関する説明が終了しました。質疑があったら出してください。

○中野委員 ちなみに、今の訴訟の金額はどれぐらいになっておるんですか。

○柚木崎財務福利課長 ちょっとお待ちください。訴訟に係る費用で……。

○中野委員 いやいや費用じゃなくて相手方に請求するという。

○柚木崎財務福利課長 元金が67万5,000円でございます。それに対して支払ったときに延滞金を計算することになります。

○中野委員 その訴訟のときは、それまでの延滞金は加算されてないわけやね。

○柚木崎財務福利課長 もちろん延滞金も請求するんですけども、金額が出せないもので、元金プラス延滞金は、そのときに計算しますということで提訴しております。

○徳重委員 連帯保証人となっておりますが、借りた本人はどういう状況なんですか。

○柚木崎財務福利課長 この方につきましては、本人は県外に居住しております、支払い督促もまだ手続途中になっております。同じような手続を進める予定でございます。

○徳重委員 本人は県外にいらっしゃるということは、本人にまず訴訟することをはっきり言うべきじゃ、本人を訴えるべきじゃないんでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 支払い督促の申し立てとしましては、基本的に本人及び保証人に同時

にいたしております。ただ、受け取りとかが遅延したりとかで誤差が出てくる状態で、今本人については、まだ手続中でございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○吉田学校政策課長 それでは、宮崎県立高等学校教育整備計画後期実施計画について説明いたします。

お手元の常任委員会資料の2ページから4ページに後期実施計画の概要を示したものをおつけしております。また、別冊で後期実施計画の素案そのものを御用意させていただいております。

まず、概要を示した資料にて説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の2ページをごらんください。

最初に、1、基本計画と計画期間（実施計画）について説明いたします。

「宮崎県立高等学校教育整備計画（基本計画）」は、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間としておりまして、その10年を前期、中期、後期の3期に分けて、具体的な実施計画を策定することにしております。その後期実施計画の策定を現在進めているところであります。

次いで、2、後期実施計画策定の経過及び今後のスケジュールについて説明します。

まず、経過につきましては、昨年5月から10月にかけて、外部有識者等から構成されます宮崎県学校教育改革推進協議会を下部組織の専門部会と地区別協議会を含めて、計9回開催いたしました。その協議会から、昨年11月に報告をいただきまして、それを踏まえて教育委員会内

で後期実施計画の素案を作成いたしました。

今後のスケジュールにつきましては、本日常任委員会で報告させていただいておりますが、この後、3月から4月にかけて、約1カ月間パブリックコメントを実施します。さらに、5月に定例教育委員会での付議・決定を予定しております。

次いで、続きまして、3、後期実施計画の策定の背景と基本的な考え方について説明します。

策定の背景につきましては、(1)に丸印で3つお示ししておりますが、グローバル化や高度情報化等の社会の急激な変化、中学生の興味関心や進路希望等の多様化、平成元年から半減している中学校卒業生数の数であります。

基本的な考え方につきましては、(2)にありますように、今述べましたような背景の中で、高等学校としての質の確保と、それに裏打ちされた学びの機会の保障に努めていくということになります。

続きまして、4、後期実施計画の概要について説明します。

まず、後期実施計画の3つの柱につきましては、おのおの白抜きで示しておりますが、Ⅰ、魅力ある高等学校教育の推進、3ページ下のⅡ、魅力ある中高一貫教育の推進、さらに、その下のⅢ、活力ある高等学校づくりの推進で構成されております。

以下、主に重点事項として取り組みたい部分につきまして説明させていただきます。

まず、戻りまして、1つ目の柱、白抜きのⅠ、魅力ある高等学校教育の推進についてであります。1の高等学校教育の質の向上につきましては、資料の2ページから3ページにかけてまとめておりますが、(1)においては、1つ目の丸、主体的・対話的で深い学びを踏まえた事業改善

の推進、(2)の丸、道徳教育の充実、(3)の2つ目の丸、食育・安全教育の推進、(4)の1つ目の丸、キャリア教育のさらなる充実と推進などに取り組んでまいりたいと考えています。

引き続き、資料の3ページをごらんください。

2の高等学校教育の魅力づくりにつきましては、(1)の2つ目の丸のところにあります職業系専門学科における学級減とあわせた学科改編や1学級の募集定員のあり方の検討、(2)の2つ目の丸のところ、コミュニティスクールの推進、(3)の1つ目の丸のOJT等による教職員の育成、(4)の1つ目の丸、専門家や関係機関と連携した教育相談体制の強化、(5)の2つ目の丸、指導の手引きの作成による通級指導の充実などに取り組んでまいりたいと思っています。

続いて、3の高等学校入学者選抜者制度の改善につきましては、主に入学者選抜者検査における全国枠の導入について、学校の特色や県内中学生のニーズ、地域における状況等にも十分配慮しつつ、その必要性や教育的効果等について検討を進めてまいります。

次に、その下、2つ目の柱のⅡ、魅力ある中高一貫教育の推進であります。ここでは、主に、現在の中等教育学校と併設型中高一貫教育校のおおのの成果と課題の検証と、さらなる魅力づくりの推進、今年度4月に串間市に開校しました連携型中高一貫教育校の取り組みの成果の検証と、そのほかの地区における開設の可能性の検討などに取り組んでまいります。

さらに、その下の部分をごらんください。3つ目の柱、Ⅲ、活力ある高等学校づくりの推進であります。

3ページ一番下のポツ印をごらんください。

後期実施計画において、1学年4学級以下の高等学校を対象とした新たな統廃合の予定はあ

りません。ただし、大幅に定員を満たない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合は、統廃合等の検討に入ることがありますとして、1学年4学級以下の高等学校への対応を示しております。

それでは、資料の4ページをごらんください。

ここでは、家庭及び地区別の学級数の増減などの具体的な計画について記載しております。全日制高等学校について、まず説明いたします。

表の一番下の左の部分、全日制高等学校のほうの表の一番左の下の部分に190学級とありますが、これが平成30年度の学級数の合計であります。表の右下の後期実施計画終了時の平成34年度には、176学級程度と予測しております。

表の一番上の左の端に地区名を記載しておりますが、例えば、宮崎地区では、平成30年度現在、現行ですが、1学年67学級であったものが、後期実施計画終了時の平成34年度には64学級程度と予測しております。

以下、各地区ごとに示しております。

下から2つ目の表、定時制高等学校においては、後期実施計画では変更の予定はございません。

次に、一番下の表の通信制高等学校においても、後期実施計画では変更の予定はございません。

続きまして、後期実施計画の素案、別冊資料になります。地区別の高等学校の方向性について説明させていただきたいと思っております。

その別冊資料の12ページをごらんください。

四角囲みをしております(1)宮崎地区においては、全日制課程の表の下の1つ目の米印に総合学科を設置している本庄高等学校について、系列の見直しを含めた、今後のあり方に関する記述をしております。

その資料の13ページの上のほう、(2)南那珂地区においては、表の下の1つ目の米印に、1学年3学級の福島高等学校について、連携型中高一貫教育校の取り組みの成果や定員充足状況等を注視しつつ、統廃合等も含めた今後のあり方に関する記述をしております。

その資料14ページをごらんください。

西諸地区においては、表の下の1つ目の米印に1学年3学級の飯野高等学校について、地域・中学校と連携した取り組みの成果や定員充足状況等を注視しつつ、統廃合等も含めた今後のあり方に関する記述をしております。

別冊資料の15ページをごらんください。

(6)東臼杵地区においては、表の下の1つ目の米印に、総合学科を設置しております門川高等学校について、系列の見直しを含めた今後のあり方に関する記述をしております。

(7)西臼杵地区においては、表の下の1つ目の米印に、高千穂高等学校について、現在の学科の学びを維持する観点を踏まえた今後のあり方に関する記述をしております。

以上でございます。

○黒木教職員課長 文教警察企業常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

1月の常任委員会でお求めのありました教員の年齢構成等について説明いたします。

1の教員の年齢構成の表をごらんください。教諭として採用され、小学校、中学校、県立学校に勤務している職員の年代ごとの人数とその割合を示しております。一番下の合計の欄にありますように、50歳代以上の占める割合が4割を超えており、特に小学校ではその割合が高くなっております。

次に、2の定年退職者の推移についてですが、退職者は近年増加傾向にあり、平成31

年度末からは300名以上の定年退職が見込まれております。また、3の公立学校の児童生徒数を見ますと、現在小中学校に在籍している児童生徒は、各学年9,000人台を維持しておりますが、ゼロから2歳の未就学児はそれぞれ9,000人を割り込んでおり、今後、児童生徒数の一層の減少が見込まれております。

このように、今後、退職者が増加する一方で、児童生徒数は減少してまいりますことから、その動向等を十分に考慮しながら、計画的な教員の採用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萩尾国体・高校総体準備室長 資料の6ページをごらんください。

平成31年7月から8月に開催されます平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県開催競技会場・競技日程について報告させていただきます。

1の概要であります。平成30年2月13日に開催いたしました宮崎県準備委員会第2回総会において、本県で開催する9競技の競技会場と競技日程が承認され、これをもちまして県の内定といたしました。

2のこれまでの経緯と今後の予定でございますが、平成29年5月に競技を開催する会場地を内定し、7月14日に宮崎県準備委員会の設立総会及び第1回総会を開催いたしました。そして、平成30年2月13日の宮崎県準備委員会第2回総会で、競技日程、会場を内定、3月、全国高等学校体育連盟に申請をいたしまして、4月の全国高校総体中央委員会で正式に決定をする予定でございます。

3、宮崎県競技会場・競技日程であります。そこに表が書いてあります。記載の日程で開催をいたします。平成31年7月24日に開始するバ

レーボール競技から、8月10日に終了する弓道競技までの18日間の日程となりました。

なお、登山競技におきましては、会場が高千穂峰登山コースほかとありますが、霧島連山の噴火の影響によりまして、現在コース変更を検討中であり、会場等に変更があり得るといふふうに考えているところでございます。

今後も大会の成功に向けまして、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○新見委員長** その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑があったら出してください。

**○中野委員** この県立高等学校教育整備計画の、私も本庄高校について、綾、国富、宮崎市いろいろやっておるんですけど、ただ、中身は魅力化づくりみたいな話で、私は、ただそういうことで、生き残れるのかなという現実的な思いです。だから、これでいくと、もう、今、小学校の数も小学生もどんどん少なくなっておる、あと10年先の高校生というのは、今の小学校1年生の数が大体出てくるわけで、そのときになった場合、おのずから、それぞれの高等学校のクラスがどうなるかというのは、宮崎大宮高校とか宮崎西高校なんていうのは、もう倍率が2倍とか切っているし、あと私立と公立の割合、これは、大体3、7やった、そこ辺もどうなるのかなと思って。これ本当大変重要な問題だし、とりあえず4年間はありませぬという話だけれど、ぜひ教育委員会も、そこ辺をやっぱり魅力化というか、地域にあったほうがいいんです。極端な言い方すると、高千穂高校なんかもなくなると大変だし、だけれども、そこに来る人口は、じゃあ最低限何クラスまでという話で。今、私も、高校入試の倍率見てたら、本庄高校も4

クラス160人でやっておるわけです。そうすると、実際は3クラスじゃないのかな、120人ぐらい。ここ辺をどうするのか、あくまでも建前の4クラス、160でみると、ずっと応募になってくるし、じゃあ最低限、2クラスです、3クラスですよとなってきた場合に、倍率がどうなるかなと思ったり。端的に解決策はないと思うけれど、とりあえず、我々も、そういう研究会みたいなのが何かできたようですので、お互いに何とか残せないかという方向で、ぜひいろいろ知恵出してください。お願いします。

**○吉田学校政策課長** 特に本庄高校につきましては、周囲に人口も抱えておりますので、まずは学校の魅力化、系列の見直し等を含めた魅力化に取り組んでいきたいと考えております。今後とも魅力化に取り組んでまいります。お願いします。

**○中野委員** それで、いろいろ学校の魅力化とかいろいろ書いてあるけれど、実際は、子供も親も、まず自分の学力に合ったところに行きたいというのがある。それと、やっぱり進学の問題、就職の問題、現実には、やっぱりここ辺を見ながら選ぶんですよ。そこ辺をどうするかという話で、建前と本音みたいな話がありますから、そこ辺も含めていろいろ。何か建前のところばかり議論してもしょうがないなど、魅力化と云って、そういうことでお願いします。

**○太田委員** 教職員課の教員の年齢構成についてというのが5ページにありますけれど、今度、県教委で打ち出した60歳近くまで採用していいですよというのが出ました。あれ物すごく反響が大きい感じがいたします。そういうことで希望を持っている人がやってみいたいというような感じを聞くもんですから、何で早くしなかったのかなという気もするぐらい期待感は大い

んじゃないかなと思っています。

それで、今まで先生になれなかった人たちが、教員免許を持ちながら、免許更新をせずに失効した人もおるのかなという感じもするんですが、そういう免許を更新できなかった人、失効した人たちの数は何かつかんでおられますか。

**○黒木教職員課長** 数については確認をさせていただきたいと思います。免許を持っておられて、それを更新しなくてという人については、休眠状態になっている場合があります。その方々は講習を受けることによって、また復活させることができるような制度もございますので、また免許をとることができるということです。

それと、数ですけれども、こちらのほうではつかんでおりません。

**○太田委員** せっかくいい制度をつくったんじゃないかなと思うものですから、今言われたように、休眠という形であれば、復活できるわけだから、できるだけそういう人たちが存在してほしいなど。いわゆる失効している現実があったとすれば、ちょっとかわいそうだねという気もあって、その辺はひとつ今後うまくしていただきたいなというのが一つですが、何か答えがあれば。

**○黒木教職員課長** 今おっしゃったように、元教員の方とかで、そういう免許が休眠状態の方等も含めて、優秀な人材を確保していきたいと考えております。

**○太田委員** もう一ついいですか。年齢構成に関係することですけど、例えば、5ページの表でいえば、小学校なんかは、51歳から60歳が46%もあるという、この人員構成というのは、やっぱりいびつだなと思うんです。伝統をうまく伝授していく、若い人たちに伝授していくためには、40%程度ある部分に固まっているのは、あ

んまりよくないんじゃないかなという気がするんです。例えば、消防署の職員なんかも、かつていっぱい採用しとって、もう60歳前にホースを持たないといかんのは辛いと、そんな年齢構成が現場においてなかなか辛いのも出てくるものですから。教職員の場合は、この年齢構成はやむを得ないかなと思いますけれど、今後は、満遍なく年齢構成を均等化していく方向でも考えておいたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。これは、歴史的にはやむを得なかったとは思いますが。こういう年齢構成になったことについては、構成を今後できるだけ均等化をしていく考え方は持ってもらいたいがなという感じはいたします。

**○黒木教職員課長** ありがとうございます。今委員おっしゃったように、いびつな年齢構成というのは改善をしていかないといけないと思っておりますので、今回年齢制限を撤廃しますが、新卒者等も含めて、幅広い年齢層から優秀な人材を確保したいと思っております。ありがとうございます。

**○新見委員長** ほかにございませんか。

**○中野委員** この教職員の採用年齢を引き上げた、私は本当いいなと思っている。今、これからの生徒数とかいって、年齢構成、それで、採用に当たって、優秀なと言われた。じゃあ何をもって優秀。私は、今、本当、いろいろ教育じいじになってるんやけれど、いや、本当に先生によって違う。それで、この人、これいいなと思ったりしたら、やっぱり臨時の先生だったとか。何でと思う。だから、ぜひやっぱりこういう中途採用というのは、恐らく学校に臨時で行ったりしたところの評価、やっぱりここ辺にウエート、特に、1年生、若い先生でもいいかななど。逆やね。1年生というのは、社会生活に

なじませるのがまず。この間、お別れ会があった、みんな父兄が涙ぼろぼろして先生にお礼言った。うちの孫も1人やけえ、喧嘩ばかりしとって、そういうのが変わっていく姿を見ている。そこはぜひ採用のあり方、ペーパー、もういい歳になったらペーパーではなく、やっぱりもう校長の評価ね。そこにごまする評価が入ったらいかんけれど。本当に、そういう父兄の評判とか子供の評判が一番正確やと思うんだけど。そういうことで、ぜひしっかり頑張ってください。

○黒木教職員課長 今委員がおっしゃいましたように、優秀な講師等について、年齢制限を理由に受験することができないというような声が現場からもありまして、今回年齢制限を撤廃しましたので、また人間性等の豊かなすばらしい教員を獲得していきたいと思います。ありがとうございました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって、教育委員会を終了いたします。執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

---

午後2時24分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、あす8日木曜日に採決を行うこととし、再開時間を13時30分としたいと思います

が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところでもありますけれども、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと思っております。委員長報告の項目等について御要望があったら出してください。

○中野委員 やっぱり人件費の補正、そこら辺をしっかりと積算してくれと、可能な限りの。

○新見委員長 わかりました。そのほかにはございませんか。

○中野委員 その他報告でもいいわけ。

○新見委員長 いいと思えますけれども。

○中野委員 それだったら、やっぱり今後の高校の何とか計画。やっぱりかなり人口減少の中で存続も危ういところもあるけれど、地方としてはあったほうがいいわけで、しっかりそこ辺を、地域の意見も聞いたりとか、だけれど、絶対数がおらんようになればどうしようもないんだけど。難しいな。地域の意見も聞きながらとか、交流しながらとか、慎重に議論してほしいとか。私も、絶対数が足らんけれどもしようがないなと思っている。だから、今、高校も1学年が4クラス160人、本庄高校はもう3クラスになっている。これがどんどん減っていくようじゃ、どこまで検討して頑張られるかという話だと思うんです。じゃあ2クラスでも地域で応分の負担があればいいですよという話になれば残すとか、そういう話に将来はなっていくじゃろうなと思っている。

○新見委員長 じゃあそれも入れます。

○中野委員 そこ辺をうまいぐあいに入れてく

ださい。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 では、ないようですので、委員長報告につきましては、ただいま出していただいた御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時48分散会

平成30年3月8日(木曜日)

---

午後1時27分再開

---

出席委員(7人)

|     |   |      |
|-----|---|------|
| 委員  | 長 | 新見昌安 |
| 副委員 | 長 | 野崎幸士 |
| 委員  |   | 徳重忠夫 |
| 委員  |   | 中野廣明 |
| 委員  |   | 横田照夫 |
| 委員  |   | 太田清海 |
| 委員  |   | 凶師博規 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

|         |       |
|---------|-------|
| 議事課主査   | 沼口恭一郎 |
| 議事課主任主事 | 井口幸子  |

---

○新見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決の前に、きのうの警察本部の審査の中で、中野委員からの交通事故の発生状況に関する質疑があり、それに対する交通部長の答弁に対して警察本部長から「免許保有者数、免許を持っている方の全体の人口は、多分、本県でも全国でも減っていないと思います」という訂正の発言がありましたが、正しくは、「免許保有者数、免許を持っている方の全体の人口は、本県では減少していますが、全国的には増加傾向であると思います」とのことです。このことについて、警察本部より発言訂正の申し出があり、許可しましたので、御報告をいたします。

それでは、議案の採決に入りますが、採決の

前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いしたいと思います。御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、これより議案の採決を行いたいと思います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、一括して採決したいと思います。

議案第55号、第68号及び第69号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号、第68号及び第69号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後1時32分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時33分閉会